

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

## 条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例..... (税務課) 2

### 公布された条例のあらまし

#### 北海道税条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

##### 1 趣旨

地方税法の改正に伴い、個人の道民税、法人の道民税、不動産取得税、道たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税及び軽油引取税について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

##### 2 内容

###### (1) 個人の道民税

ア 長期所有上場株式等の譲渡所得等に係る暫定税率の特例措置を廃止することとした (附則第12条の2関係)。

イ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例措置の適用対象に平成16年1月1日以後における一定の有価証券等先物取引による事業所得及び雑所得を追加するとともに、先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する平成16年度分以後の個人の道民税の税率を100分の1.6 (改正前100分の2) とすることとした (附則第12条の3関係)。

###### (2) 法人の道民税

法人である政党又は政治団体が収益事業を行わない場合は、法人の道民税の均等割を課さないこととした (第24条第4項及び第37条第2項関係)。

###### (3) 不動産取得税

ア 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの3年間に不動産の取

得が行われた場合における不動産取得税の税率を3%とする特例措置を講ずることとした (附則第7条の3関係)。

イ 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づく営業譲渡による不動産の取得に係る不動産取得税の減額措置が廃止されたことに伴い、当該減額に係る申請手続等を廃止することとした (附則第7条の4関係)。

ウ 産業活力再生特別措置法の改正に伴い同法に規定する認定事業再構築計画に従って譲渡される不動産の取得に係る不動産取得税の減額措置の対象に認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産の取得が追加されたことに伴い、その手続等を定めることとした (附則第7条の4関係)。

エ 宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準を、当該取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合に限り、価格の2分の1の額とする特例措置に関連する所要の規定の整備を行うこととした (附則第7条の5関係)。

##### (4) 道たばこ税

ア 道たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、当分の間、1,000本につき969円 (改正前868円) とすることとした (第45条の2の3及び附則第8条の2関係)。

イ 旧3級品の紙巻たばこに係る道たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、当分の間、1,000本につき461円 (改正前413円) とすることとした (第45条の2の3及び附則第8条の2関係)。

##### (5) ゴルフ場利用税

18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者並びに国民体育大会に参加する選手 (当該大会の競技としてゴルフを行う場合に限る。) 並びに18歳以上の者であって学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員 (教育活動としてゴルフを行う場合に限る。) のゴルフ場の利用に係るゴルフ場利用税の非課税措置が創設されたことに伴い、当該非課税措置に係る手続等について定めるとともに、税率の特例措置に係る規定の整備を行うこととした (第45条の3

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

及び第46条の2関係）。

(6) 自動車取得税

ア 税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした（附則第9条の2の2関係）。

イ 電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成17年3月31日まで延長することとした（附則第9条の2の2第2項及び第3項関係）。

ウ 超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度に基づき認定を受けた自動車の取得に係る税率を、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に取得されるものにあつては現行税率から100分の1.5を控除した率とすることとした（附則第9条の2の2関係）。

エ 一定の低燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置について、対象を最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い一定の低燃費基準を満たす自動車（LPG車を含む。）に限定した上、その適用期限を平成16年3月31日まで延長することとした（附則第9条の2の2関係）。

オ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が適用される地域以外の地域において同法に定める排出基準に相当する基準に適合しない一定の自動車を一定の日前に完全廃車して新たに最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車に買い換えた場合の当該自動車の取得に係る税率の特例措置並びに平成14年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした（附則第9条の2の2関係）。

カ 平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率を、平成15年4月1日から平成16年9月30日までの間に取得されるものにあつては現行税率から100分の1を控除した率とすることとした（附則第9条の2の2関係）。

(7) 軽油引取税

税率の特例措置の適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした（附則第9条の3関係）。

(8) その他  
規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、一部の規定を除き、平成15年4月1日から施行することとした。
- (2) 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月31日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第36号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条第4項中「、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第8条に規定する法人である政党又は政治団体」を削る。

第37条第2項中「、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党若しくは政治団体」を削る。

第45条の2の3中「692円」を「793円」に改める。

第2章第6節中第46条の前に次の1条を加える。

（ゴルフ場利用税の非課税の手続）

**第45条の3** ゴルフ場利用税について法第75条の2又は第75条の3の規定の適用を受けようとする者は、これらの規定に該当することを記載した書面及び法第75条の2各号に掲げる者に該当する場合にあつてはその該当することを証明するに足る書類、法第75条の3各号に掲げるゴルフ場の利用に該当する場合にあつてはその該当することについて知事若しくは北海道教育委員会又は当該学校の学長若しくは校長の発行する証明書をもって証明しなければならない。

2 前項の規定による証明を行う際、同項の書面及び証明書にあつては当該ゴル

場の経営者に提出し、同項の証明するに足る書類にあっては当該ゴルフ場の経営者に提示しなければならない。

3 ゴルフ場の経営者は、第46条の6の規定により納入申告書を提出する際、併せて前項の規定により提出のあった書面等及び同項の規定による提示があったことを記録した書類を知事に提出しなければならない。

第46条の2中「第4号」を「第3号」に、「第5号」を「第4号」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「以上」の次に「70歳未満」を加え、同号を同条第1号とし、同号の次に次の2号を加える。

(2) スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項に規定する国民体育大会及び同大会の予選会のゴルフ競技に参加する選手であって規則で定めるもの（当該大会等の主催者が指定した当該大会等に係る練習日において当該主催者が指定したゴルフ場を利用する場合に限る。）

(3) 財団法人日本ゴルフ協会等が主催する競技会（知事が認めるものに限る。）に参加する選手であって規則で定めるもの（当該競技会の競技として利用する場合及び当該競技会的主催者が指定した当該競技会に係る練習日において当該主催者が指定したゴルフ場を利用する場合に限る。）

第46条の2第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第64条第3項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第86条第1項第1号及び第2号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第1種銃猟免許」に改め、同項第3号中「丙種狩猟免許」を「第2種銃猟免許」に改め、同条第2項第1号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第14条第3項に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区」に改める。

第103条の表の第18号の3中「貨物運送取扱事業又は」を「貨物利用運送事業又は」に、「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に、「貨物運送取扱事業の」を「貨物利用運送事業の」に改める。

第121条第1号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第1種銃猟免許」に改め、同条第2号中「丙種狩猟免許」を「第2種銃猟免許」に改める。

附則第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

附則第7条の2の5の前の見出し及び同条を削り、附則第7条の3を次のように改める。

（不動産取得税の税率の特例）

**第7条の3** 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第44条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する不動産の取得が第44条の7第1項若しくは第2項、第44条の10の2第1項又は第44条の12第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、第44条の7第1項及び第2項並びに第44条の10の2第1項中「税率」とあるのは「当該税額の算定に用いられた税率」と、第44条の12第1項中「第44条の税率」とあるのは「当該不動産取得税の税額の算定に用いられた税率」とする。

附則第7条の4第5項及び第6項を削り、同条第7項中「附則第11条の4第9項」を「附則第11条の4第5項」に、「の認定事業再構築計画」を「に規定する認定事業再構築計画、同法第5条の2第2項に規定する認定共同事業再編計画又は同法第7条第2項に規定する認定経営資源再活用計画（以下これらをこの項及び次項において「認定事業計画」という。）」に改め、同項第6号中「認定事業再構築計画」を「認定事業計画」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第11条の4第9項」を「附則第11条の4第5項」に、「附則第7条の4第7項各号」を「附則第7条の4第5項各号」に、「認定事業再構築計画」を「認定事業計画」に改め、同項を同条第6項とする。

附則第7条の5第2項及び第3項中「平成12年4月1日から平成14年12月31日まで」を「平成15年4月1日から平成17年12月31日まで」に改める。

附則第8条の2第1項中「平成11年5月1日」を「平成15年7月1日」に、「868円」を「969円」に改め、同条第2項中「平成11年5月1日」を「平成15年7月1日」に、「413円」を「461円」に改める。

附則第9条の2の2第1項中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第2項及び第3項中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に改め、同条第7項を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「4分の3」を「4分の1」に、「附則第12条の2の2第1項」を「附則第12条の2の2

第3項」に改め、「第3項」の次に「又は第4項」を加え、「平成13年4月1日から平成15年3月31日まで」を「平成15年4月1日から平成16年3月31日まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項、第8項及び第9項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車又は同条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が総務省令で定める許容限度の4分の1を超えない自動車で総務省令で定めるものの取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に行われたときに限り、第93条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.5を控除した率とする。

附則第9条の2の2第8項を削り、同条第9項中「又は第5項」を「、第4項又は第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条に次の1項を加える。

9 道路運送車両法第41条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第3項、第4項又は第6項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成16年9月30日までの間に行われたときに限り、第93条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1を控除した率とする。

附則第9条の3第2項中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第10条第1項中「、所得割」を「、道民税の所得割」に改める。

附則第10条の2第2項及び第4項中「第31条の2第2項第8号から第13号ま

で」を「第31条の2第2項第9号から第14号まで」に改める。

附則第12条第5項中「第9条の4第1項」を「第9条の5第1項」に改め、同条第6項中「内に、」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の」を加え、「附則第18条第3項」を「附則第18条第4項」に改め、同条第8項第1号中「第37条の10第10項第4号」を「第37条の10第7項第4号」に改める。

附則第12条の2第1項中「（次項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「この項に」を「この項から第3項までに」に、「第5項」を「第4項」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の場合において、平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の1.6」とあるのは、「100分の1」とする。

3 前項の規定により適用される第1項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第2項の規定は、適用しない。

附則第12条の2第4項を削り、同条第5項中「又は第2項」を削り、同項を同条第4項とする。

附則第12条の3の見出し中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第1項中「平成14年度から平成16年度までの各年度分の個人の道民税に限り、」を「道民税の」に改め、「有する場合には」の次に「、当分の間」を加え、「商品先物取引」を「先物取引」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同条第2項第2号及び第3号中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第86条及び第121条の改正規定 平成15年4月16日

(2) 第45条の2の3及び附則第8条の2の改正規定並びに附則第9項から第14項までの規定 平成15年7月1日

2 次項及び附則第4項に定めるものを除き、この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の道民税に関する部分は、平成

15年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成14年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第12条の2の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の道民税について適用する。

4 この条例による改正前の北海道税条例（以下「旧条例」という。）附則第4条の規定は、平成16年度分までの個人の道民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の5」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の5」とする。

5 次項から附則第8項までに定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号。以下「平成15年改正法」という。）附則第6条第2項の規定によりなお効力を有することとされる平成15年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条の4第7項に規定する営業の譲渡に係る不動産取得税の減額の申請及び徴収猶予等については、なお従前の例による。

7 次項に定めるものを除き、新条例附則第7条の5第2項及び第3項の規定は、平成15年1月1日以後の新条例第44条の10の2第1項又は第44条の12第1項第1号に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

8 平成12年4月1日から平成14年12月31日までの間において、新条例第44条の12第1項第1号に規定する天災その他の災害により不動産が滅失し、又は損壊した場合であって、かつ、平成15年1月1日以後に同号に規定する不動産の取得が行われた場合において、同項に規定する被害直前の価格及び被害直後の価格中に平成15年改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける新条例第44条の12第1項の規定の適用については、同項中「被害直前の価格」とあるのは「被害直前

の価格（当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」と、「被害直後の価格」とあるのは「被害直後の価格（当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」とする。

9 平成15年7月1日（次項及び附則第11項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

10 指定日前に新条例第45条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（新条例第45条の2の4第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第45条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第14項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第131条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により道たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき101円

(2) 新条例附則第8条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき48円

11 前項に規定する者は、平成15年改正法附則第7条第2項に規定する卸売販売業者等の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則及び国所有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第66号）別記第1号様式の申告書を指定日から起算して1月以内に知事に提出しなければならない。

12 前項の規定による申告書を提出した者は、平成16年1月5日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第16号の4様式の納付書によって指定金融機関（収納代理金融

機関を含む。)又は出納員(収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。)に納付しなければならない。

- 13 附則第10項の規定により道たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第45条の2の2第2項中「前項」とあるのは、「北海道税条例の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第36号)附則第10項」と読み替えて、新条例の規定中道たばこ税に関する部分(新条例第45条の2の4及び第45条の2の6から第45条の2の8までの規定を除く。)を適用する。
- 14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第10項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に相当する金額を、新条例第45条の2の7の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した地方税法施行規則第16号の5様式の書類を添付しなければならない。
- 15 新条例第45条の3及び第46条の2の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。
- 16 新条例附則第9条の2の2第2項から第4項まで、第6項、第8項及び第9項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 17 施行日前の旧条例附則第9条の2の2第7項及び第8項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。